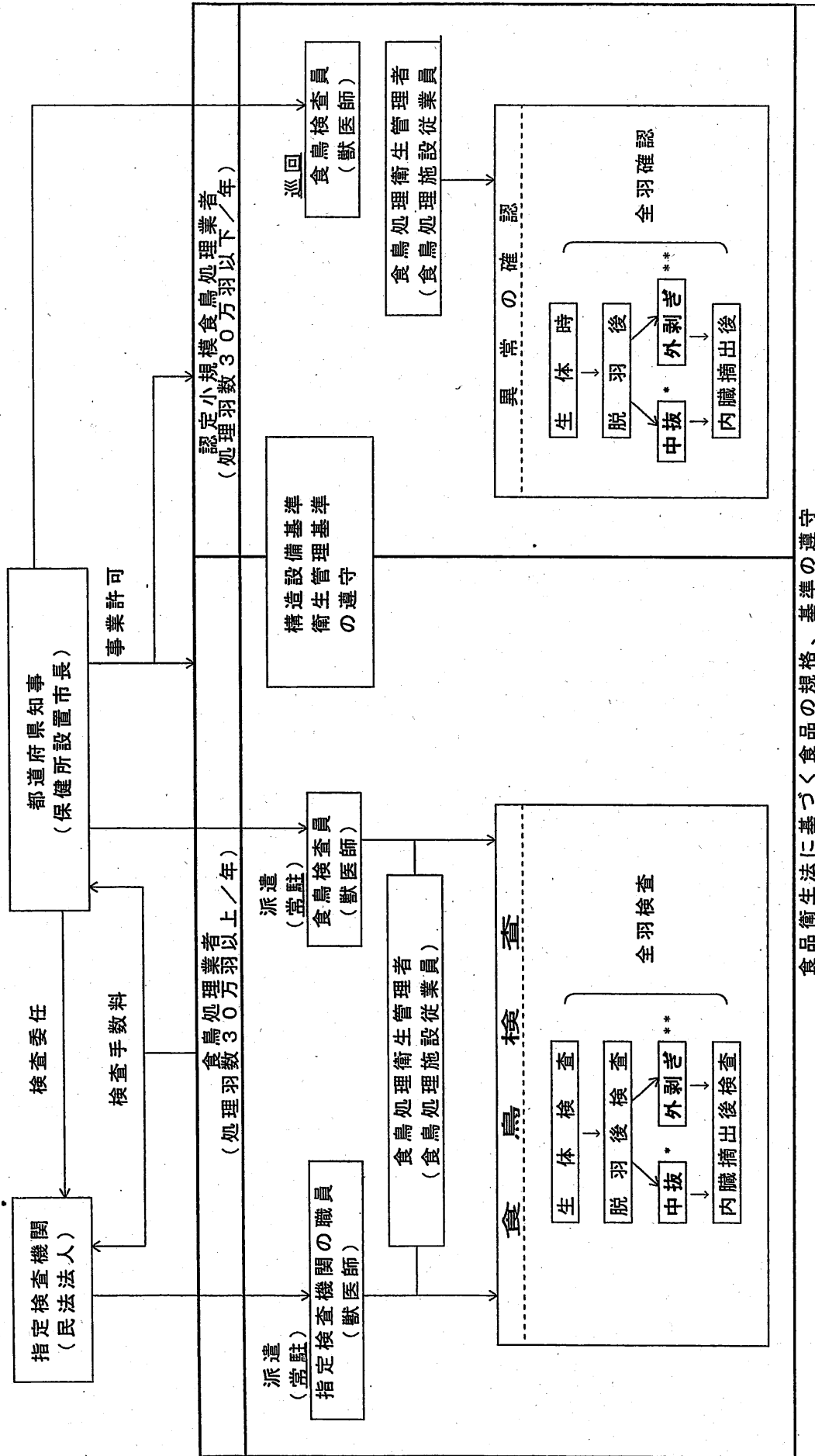


# 食鳥検査制度概要



注：「中抜き」、「外剥ぎ」とは、脱羽後の食鳥と体を内臓と筋、骨格に解体する過程の一つである。「中抜き」は肛門部から内臓を取り出し、「外剥ぎ」は刀で筋肉をそぎ落としていく方法。

第7表の3 食鳥のとさつ・内臓の摘出禁止又は廃棄延件数(平成13年度)

	ブロイラー			成鶏			あひる			七面鳥			
	禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄	
総数	2,520,674	3,561,269	13,992,560	692,141	907,240	542,743	0	5	6	0	0	0	
ウイルス・クラミジア病	鶏痘	836	651	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	伝染性気管支炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	伝染性喉頭気管炎	0	0	0	1	329	0	0	0	0	0	0	
	ニューカッスル病	0	0		0	0		0	0		0	0	
	鶏白血病	0	1		5	1,348		0	0		0	0	
	封入体肝炎	0	0		0	0		0	0		0	0	
	マレック病	9,666	589,197		243	178		0	0		0	0	
	その他	1	17		0	0		0	0		0	0	
細菌病	大腸菌症	6,820	782,679		9	1,727		0	0		0	0	
	伝染性コリネバ	0	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	サルモネラ病	45	447		0	10		0	0		0	0	
	ブドウ球菌症	1,076	8,577		65	194		0	0		0	0	
	その他	0	71		0	1		0	0		0	0	
その他の疾病	毒血症	5	17		0	0		0	0		0	0	
	膿毒症	20	741		97	227		0	0		0	0	
	敗血症	4,882	50,692		187	2,680		0	0		0	0	
	真菌症	0	0		13	35		0	0		0	0	
	原虫病(トキソプラズマ病を除く)	0	1	1,399,844	0	0	254	0	0	0	0	0	
	寄生虫病	0	3	1,784	0	7	30	0	0	0	0	0	
	変性	185,612	176,083	1,089,709	14,909	11,425	30,197	0	0	4	0	0	0
	尿酸塩沈着症	0	0	22	0	0	525	0	0	0	0	0	0
	水腫	111	809	2,286	2,028	5,476	4,298	0	0	0	0	0	0
	腹水症	122,659	270,008		172,387	99,096		0	0		0	0	
	出血	33,180	53,054	1,416,121	2,523	11,504	81,991	0	1	0	0	0	0
	炎症	178,915	541,694	9,639,360	43,541	124,105	207,300	0	0	2	0	0	0
	萎縮	1	5	87,292	25	413	2,183	0	0	0	0	0	0
	腫瘍	300	9,263	6,076	19,540	232,620	90,417	0	0	0	0	0	0
	臓器の異常な形等	213	75	178,255	3,344	949	45,031	0	0	0	0	0	0
	異常体温	0	0		0	0		0	0		0	0	
	黄疸	923	6,308		4,078	5,833		0	0		0	0	
	外傷	7,477	15,803	155,080	3,074	5,786	8,530	0	0	0	0	0	0
	中毒諸症	0	2		0	0		0	0		0	0	
	削瘦及び発育不良	1,781,986	870,352		309,037	129,029		0	3		0	0	
	放血不良	166,978	140,701		82,127	73,213		0	1		0	0	
	湯漬過度	15,478	22,170		11,647	2,776		0	0		0	0	
その他	3,490	21,807	16,731	23,261	198,279	71,987	0	0	0	0	0	0	

## 現行の食鳥検査法による廃棄基準

### 1 全廃棄とする疾病等

家きんペスト、狂犬病、鶏痘（全身症状を呈しているものに限る。）、伝染性気管支炎（全身症状を呈しているものに限る。）、伝染性喉頭気管炎（全身症状を呈しているものに限る。）、ニューカッスル病、鶏白血病、封入体肝炎、マレック病、オウム病、家きんコレラ、結核病、大腸菌症、伝染性コリーザ（全身症状を呈しているものに限る。）、豚丹毒菌病、ひな白痢及びその他のサルモネラ病、ブドウ球菌症、リステリア病、毒血症、膿毒症、敗血症、真菌病、トキソプラズマ病を除く原虫病（全身にまん延しているものに限る。）、トキソプラズマ病、寄生虫病（全身にまん延しているものに限る。）、変性（全身性のものに限る。）、尿酸塩沈着症（全身症状を呈しているものに限る。）、水腫（高度のものに限る。）、腹水症、出血（全身性のものに限る。）、炎症（全身性のものに限る。）、萎縮（全身性のものに限る。）、マレック病及び鶏白血病を除く腫瘍（肉、臓器、骨又は皮の一部に局限されているものを除く。）、臓器の異常な形・大きさ・硬さ・色又はにおい（臓器の一部に局限されているものを除く。）、異常体温（著しい高熱（摂氏四十三度以上）又は低熱（摂氏四十度未満）を呈しているもの限り、日射病又は熱射病によるものを含む。）、黄疸、外傷（全身性のものに限る。）、中毒諸症（人体に有害のおそれのあるものに限る。）、削瘦及び發育不良（著しいものに限る。）、生物学的製剤の投与で著しい反応を呈した状態、潤滑油又は炎性産物等による汚染（全身が汚染されたものに限る。）、放血不良、湯漬過度（湯漬が原因で、肉が煮えたような外観を呈した状態をいう。)

### 2 部分廃棄とする疾病等

鶏痘（全身症状を呈しているものを除く。） 当該病変部分に係る肉、臓器、骨及び皮  
伝染性気管支炎（全身症状を呈しているものを除く。） 当該病変部分に係る肉、臓器、骨及び皮  
伝染性喉頭気管炎（全身症状を呈しているものを除く。） 当該病変部分に係る肉、臓器、骨及び皮  
伝染性コリーザ（全身症状を呈しているものを除く。） 当該病変部分に係る肉、臓器、骨及び皮  
トキソプラズマ病を除く原虫病（全身にまん延しているものを除く。） 当該病変部分に係る肉、臓器、骨及び皮  
寄生虫病（全身にまん延しているものを除く。） 寄生虫及び寄生虫による病変部分に係る肉、臓器、骨及び皮  
変性（全身性のものを除く。） 当該病変部分に係る肉、臓器、骨及び皮  
尿酸塩沈着症（全身症状を呈しているものを除く。） 当該病変部分に係る肉、臓器、骨及び皮  
水腫（高度のものを除く。） 当該病変部分に係る肉、臓器、骨及び皮  
出血（全身性のものを除く。） 当該病変部分に係る肉、臓器、骨及び皮  
炎症（全身性のものを除く。） 当該病変部分に係る肉、臓器、骨及び皮  
萎縮（全身性のものを除く。） 当該病変部分に係る肉、臓器、骨及び皮  
マレック病及び鶏白血病を除く腫瘍（肉、臓器、骨又は皮の一部に局限されているものに限る。） 当該病変部分に係る肉、臓器、骨及び皮  
臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい（臓器の一部に局限されているものに限る。） 当該異常部分に係る臓器  
外傷（全身性のものを除く。） 当該病変部分に係る肉、臓器、骨及び皮  
潤滑油又は炎性産物等による汚染（全身が汚染されたものを除く。） 当該汚染部分に係る肉、臓器、骨及び皮

## ＜参 考 条 文＞

- 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号。以下「改正法」という。）第2条により改正された食品衛生法（昭和22年法律第233号）（抜粋）

（病肉等の販売等の禁止）

第九条 第一号若しくは第三号に掲げる疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、第一号若しくは第三号に掲げる異常があり、又はへい死した獣畜（と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第一項に規定する獣畜及び厚生労働省令で定めるその他の物をいう。以下同じ。）の肉、骨、乳、臓器及び血液又は第二号若しくは第三号に掲げる疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、第二号若しくは第三号に掲げる異常があり、又はへい死した家きん（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第一号に規定する食鳥及び厚生労働省令で定めるその他の物をいう。以下同じ。）の肉、骨及び臓器は、厚生労働省令で定める場合を除き、これを食品として販売し、又は食品として販売の用に供するために、採取し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。ただし、へい死した獣畜又は家きんの肉、骨及び臓器であつて、当該職員が、人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認めたものは、この限りでない。

- 一 と畜場法第十四条第六項各号に掲げる疾病又は異常
- 二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十五条第四項各号に掲げる疾病又は異常
- 三 前二号に掲げる疾病又は異常以外の疾病又は異常であつて厚生労働省令で定めるもの

2 略

- 改正法第6条により改正されると畜場法（昭和28年法律第114号）（抜粋）

（獣畜のとさつ又は解体の検査）

第十四条 と畜場においては、都道府県知事の行う検査を経た獣畜以外の獣畜をとさつしてはならない。

2～5 略

6 前各項の規定による検査は、次に掲げるものの有無について行うものとする。

- 一 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条第一項に規定する家畜伝染病及び同法第四条第一項に規定する届出伝染病
- 二 前号に掲げるもの以外の疾病であつて厚生労働省令で定めるもの
- 三 潤滑油の付着その他の厚生労働省令で定める異常

7、8 略

（とさつ解体の禁止等）

第十六条 都道府県知事は、第十四条の規定による検査の結果、獣畜が疾病にかかり、若しくは異常があり食用に供することができないと認めたとき、又は当該獣畜により若しくは当該獣畜のとさつ若しくは解体により病ウイルスを伝染させるおそれがあると認めたときは、公衆衛生上必要な限度において、次に掲げる措置をとることができる。

- 一 当該獣畜のとさつ又は解体を禁止すること。
- 二 当該獣畜の所有者若しくは管理者、と畜場の設置者若しくは管理者、と畜業者その他の関係者に対し、当該獣畜の隔離、と畜場内の消毒その他の措置を講ずべきことを命じ、又は当該職員にこれらの措置を講じさせること。
- 三 当該獣畜の肉、内臓等の所有者若しくは管理者に対し、食用に供することができないと認められる肉、内臓その他の獣畜の部分について廃棄その他の措置を講ずべきことを命じ、又は当該職員にこれらの措置を講じさせること。

○ 改正法第8条により改正される食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）

第十五条 食鳥処理業者は、食鳥をとさつしようとするときは、その食鳥の生体の状況について都道府県知事が行う検査を受けなければならない。

2～3 略

4 前三項の規定による検査は、次に掲げるものの有無について行うものとする。

- 一 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条第一項に規定する家畜伝染病及び同法第四条第一項に規定する届出伝染病
- 二 前号に掲げるもの以外の疾病であつて厚生労働省令で定めるもの
- 三 潤滑油の付着その他の厚生労働省令で定める異常

5～7 略

第十九条 食鳥処理業者は、食鳥検査に合格しなかつた食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等又は第十六条第五項の厚生労働省令で定める基準に適合しない旨の同項の確認がされた食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等について、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、消毒、廃棄又は食用に供することができないようにする措置を講じなければならない。